

大津市こども・若者支援計画の代用計画について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び
満三歳以上限定小規模保育事業

令和8年1月28日（水）

第4回 大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

1. 代用計画について

● 代用計画とは

本来、「子ども・子育て支援事業計画（本市においては「こども・若者支援計画」に内包。以下「計画」という。）」において定めるべき事項について、計画策定時に数値等を設定することが困難である場合において、計画に数値等を設定するまでの期間、代替措置として策定するもの

● 代用計画の内容

- ・量の見込み
- ・提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

※なお、国の通知において、乳児等通園支援事業及び満三歳以上限定小規模保育事業の

代用計画は一体的に策定しても差し支えないとされている。



本市においては、今年度、乳児等通園支援事業及び満三歳以上限定小規模保育事業の代用計画を一体的に策定し、令和9年度の計画の中間見直しの際に、両事業に関する事項を計画へ盛り込むこととする

※子ども・子育て支援法第61条第7項において、計画の変更をするときは児童福祉専門分科会の意見を聴取することと定められており、代用計画においても同様の運用となることから、当分科会の意見を頂戴する。

2. 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の概要①

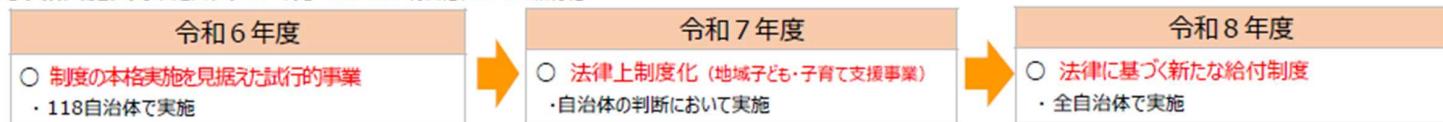


保育所等を利用していない3歳未満の乳幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談や子育てについての情報の提供、助言等を行う事業

(国の資料より)



【本格実施に向けたスケジュール】※R7.4.1 制度化、R8.4.1 紹介化



Otsu City

2

2. 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の概要②



● 実施施設

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園等

● 利用対象

保育所等に通っていない**0歳6か月から満3歳未満**（3歳の誕生日の前々日まで）の子ども

● 実施方法

- 一般型**: 保育所等とは別に定員を設け、在園児と合同又は専用室や独立施設を設けて受け入れを行う方法
- 余裕活用型**: 利用児童数が利用定員数に満たない場合において、空き定員の枠を活用して受け入れを行う方法

● 利用可能時間

子ども一人当たり**月10時間**の枠内で時間単位で柔軟に利用可能

● 就労要件

保護者の就労要件は問わない

Otsu City

3

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） の代用計画について①



代用計画の内容

● 「提供区域」の設定

教育・保育の提供区域と同様に、「保健福祉ブロック」の7ブロック（志賀、北部、中北部、中部、中南部、南部、東部）とする。

●令和8年 志賀ブロックの場合

$$\begin{array}{rcl} \textcircled{1} \text{ 就学前児童数（推計）} - \text{3号認定の量の見込み} & = & \textcircled{2} \text{ 対象児童数} \\ 242 & - & 130 = 112 \\ \textcircled{2} \text{ 対象児童数} \times \textcircled{3} \text{ 利用率} & = & \textcircled{4} \text{ 利用者数（ニーズ）} \\ 112 \times 0.8 & = & 89.6 \text{ (四捨五入で90)} \\ \textcircled{3} \text{ 利用者数（ニーズ）} \times 10 \text{ 時間} & = & \textcircled{5} \text{ 必要受入時間数} \\ 89.6 \times 10 & = & 896 \\ \textcircled{5} \text{ 必要受入時間数} \div 176 \text{ 時間} & = & \textcircled{6} \text{ 必要定員数} \\ 896 \div 176 & = & 5.09 \text{ (四捨五入で5)} \end{array}$$

● 「量の見込み」の算出 ※国が示す算出方法を用います。

①年齢ごとの「 $\textcircled{1}$ 就学前児童数（推計）」から「3号認定の量の見込み」を除いた数を「 $\textcircled{2}$ 対象児童数」とする。

※0歳児については、0歳6か月～1歳未満を対象とするため、 $\textcircled{1} = 0$ 歳児童数（推計） $\div 2$

※計画における「3号認定の量の見込み」には待機児童数が含まれるため、令和7年度の待機児童割合に応じた数を除いた数値を代用計画における各年度の「3号認定の量の見込み」とする。

②「 $\textcircled{2}$ 対象児童数」に「 $\textcircled{3}$ 利用率」を乗じて「 $\textcircled{4}$ 利用者数（ニーズ）」を算出する。

※「 $\textcircled{3}$ 利用率」は市民アンケートの結果より

③「 $\textcircled{4}$ 利用者数（ニーズ）」に、一月の利用時間の上限である「10時間」を乗じ、「 $\textcircled{5}$ 必要受入時間数」を算出する。

④「 $\textcircled{5}$ 必要受入時間数」を176時間で割り、「 $\textcircled{6}$ 必要定員数」を算出する。

※176時間とは、受入施設が1日8時間×22日の受入体制を可能とした場合を想定されたもの

● 「確保方策」の設定

民間教育・保育施設への意向調査結果から「一月の受入可能時間数」を求め、それを176時間で割ることで「受入可能定員数」を算出する。

Otsu City

4

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） の代用計画について②



市民アンケートの概要

1. 実施期間 令和7年10月14日～23日
2. 実施方法 web回答
3. 実施場所
 - ・子育てひろばゆめっこ、児童館6館 … アンケートのお願いチラシの配布・掲示
 - ・子育てアプリ … 妊娠中及び0歳～2歳のお子様を持つ方へ、アンケートのお願いのお知らせを配信
4. 回答数 83件
(うち、令和8年度の事業の対象である妊娠中及び0歳～2歳の保育所等に通っていないお子様を持つ方からの回答は74件)
5. こども誰でも通園制度に対する意向
 - ①ぜひ利用したい 34件
 - ②利用したい 23件
 - ③あまり利用したいと思わない 8件
 - ④利用しない 9件

→①②の割合が77.03%であることから、代用計画の利用率を80%とした。

Otsu City

5

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の代用計画について③



代用計画の概要（市全域）

- 右表が市全域の代用計画となる。
- 赤枠部分については、「令和8年4月1日」の計画を表している。
- 市全体では、
 - ④就学前児童数 = 6,250人
 - ④対象児童数 = 2,829人
 - ④利用者数 = 2,263人
 - ④必要受入時間数 = 22,632時間
 - ④必要定員数 = 130人

【市全域】	年齢	令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
Ⓐ就学前児童数	0歳児	1,161		1,132		1,112		1,116	
	1歳児	2,508		2,424		2,353		2,333	
	2歳児	2,581		2,567		2,475		2,413	
	合計	6,250		6,123		5,940		5,862	
Ⓑ対象児童数	0歳児	817		781		750		738	
	1歳児	1,080		991		893		849	
	2歳児	932		886		816		758	
	合計	2,829		2,658		2,459		2,345	
Ⓒ利用率	0歳児	0.8		0.8		0.8		0.8	
	1歳児	0.8		0.8		0.8		0.8	
	2歳児	0.8		0.8		0.8		0.8	
	合計	2.4		2.4		2.4		2.4	
Ⓓ～利～用～者～数	0歳児	654		625		600		590	
	1歳児	864		793		714		679	
	2歳児	746		709		653		606	
	合計	2,263		2,126		1,967		1,876	
Ⓔ～必～要～受～入～時～間～数～	0歳児	6,536		6,248		6,000		5,904	
	1歳児	8,640		7,928		7,144		6,792	
	2歳児	7,456		7,088		6,528		6,064	
	合計	22,632		21,264		19,672		18,760	
Ⓕ～必～整～要～備～定～員～数～	0歳児	38	12	35	8	34	8	34	7
	1歳児	49	17	45	7	41	9	40	10
	2歳児	43	18	41	5	37	7	33	5
	合計	130	47	121	20	112	24	107	22

Otsu City

6

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の代用計画について④



確保方策における課題と対応策

市全域	0歳児	1歳児	2歳児	合計
必要定員数（量の見込み）(A)	38人	49人	43人	130人
受入可能定員数（確保方策）(B)	12人	17人	18人	47人
差(B-A)	▲26人	▲32人	▲25人	▲83人

令和7年11月の分科会での報告後、大津市立幼稚園（3園）で実施することとなったため、受入可能定員数に変更があった（上記赤字部分）。

また、12月19日に、国において、「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会（第3回）」が開催され、公定価格等の情報が示されたことから、本市においては、1月20日に民間園に対する説明会を開催した。

今後も引き続き、民間園に対する情報提供・周知を行うことで、定員数の確保に努めるとともに、その他の確保方策についても検討を行う。

代用計画においては、計画最終年度の令和11年度に必要定員数を満たせるよう、令和9・10年度の受入可能定員数を設定する。

また、令和9年度の中間見直しの際に、実績を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行う。

Otsu City

7

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） の代用計画について⑤



代用計画の内容

● 提供体制の確保の内容及びその実施時期

令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付事業としての実施に伴い、本市においても、利用ニーズの動向を踏まえながら、既存の教育・保育施設を活用した受け入れを行います。

● 教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

- ・地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。
- ・乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

Otsu City

8

4. 満三歳以上限定小規模保育事業 の代用計画について



事業の概要

「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で、0～2歳のこどもを対象に保育を行う事業であるが、平成29年から、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、国家戦略特区の事業実施区域（成田市、堺市、西宮市）においては、事業者の判断により対象年齢を0～5歳の間に柔軟に定めることができるよう改定されている。

こうした実施状況を踏まえつつ、こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号）において、この特例措置を全国展開し、満3歳以上の保育を必要とするこどものみを対象とする「満三歳以上限定小規模保育事業」を創設することとされた。（施行日：令和8年4月1日）

代用計画

● 「量の見込み」及び「確保方策」について

- ・「満三歳以上限定小規模保育事業」の量の見込みについては、計画の「2号認定の量の見込み」に含まれている
 - ・保育所、認定こども園において、満3歳以上の保育ニーズに対応している
- 以上のことから、本市においては、事業単独での「量の見込み」及び「確保方策」の設定は行わない。

Otsu City

9